

日本中國學會報 第七十三集  
二〇二二年十月九日 發行 拔刷

豐田天功 『精忠新録』 の編集過程

—— 水戸學派の「振氣」戰略をめぐって ——

廖

嘉祈

# 豊田天功『精忠新録』の編集過程

——水戸學派の「振氣」戦略をめぐる——

廖 嘉 祈

## はじめに

江戸末期の水戸學者・豊田天功（一八〇五～一八六四）は、長らく停滞していた『大日本史』志表の編修に大きく貢献したことで知られている<sup>①</sup>。先行研究では、こうした修史事業への盡力のほか、思想史・教育史・政治史といった様々な観点から、彼が行った易占や高度な情報活動、または洋學への關心などに注目してきた<sup>②</sup>。

これらに對して、本稿では、豊田天功が編集した岳飛事跡集・『精忠新録』に注目する<sup>③</sup>。岳飛は、南宋の主戦派の武將として活躍するも、權臣の奏檜によつて謀殺された忠臣として廣く知られる。豊田が彼を顯彰する『精忠新録』を編集した嘉永元年（一八四八）、水戸では黨派間の讒言と彈壓が盛んであり、いわゆる門閥派と改革派が激しく對立していた。改革派とされる豊田は前水戸徳川家當主徳川齊昭の雪冤運動に參與したために蟄居させられており、『大日本史』編纂の要職から離れざるを得なかつた<sup>④</sup>。

このように、『精忠新録』は、豊田が政治的な苦境のもとで、文獻へのアクセスの困難さを克服して成し遂げたものである。その編集に

は、同じく水戸學者の青山延光（一八〇七～一八七二）や藤田東湖（一八〇六～一八五五）による助言・助力が重要な役割を果たした。本稿では『精忠新録』の編集過程に注目し、そこに見られる、「振氣」を達成させるための工夫やその際の配慮を詳細に分析する。これによつて、水戸學派における「振氣」戦略の一端を浮かび上がらせ、「振氣」論に對する従來の理解を深化させたい。また、水戸學派における歴史研究と政治情勢との關係についても、新たな事例を提供したい。

## 一、『精忠新録』の概要

『精忠新録』は、宋代の筆記類などから岳飛の事跡に關する記事を抜き出し、その一部に評語をつける體裁を取っている。現在、高橋清賀子家文書に同書は一冊二卷で傳わっており、各卷冒頭の記載（岳忠武王集卷三 附 精忠新録 晚翠野人輯、卷四も同様の表記）から、豊田は自身が木活字版で印刷した明・單恂編の『岳忠武王集』の卷三と卷四として、『精忠新録』を取り込んでいることが分かる。また、同傳本の「敘」から、豊田は『精忠新録』を編集する際、岳飛の「遺文」と『宋史』岳飛傳との組み合わせを意識していたことも窺える<sup>⑤</sup>。

嘉永元年（一八四八）年十月付けの「敍」は、以下のようにある。

武穆遺文、余嘗閱數本。互有掛漏、詳略不一。而單恂所錄本爲最精。（中略）比者閒居無事、欲活刷數部以傳同志、尙恨單恂本唯錄遺文。若逸事遺跡、皆爲精忠大節之所寓、安容輕視而刪削之。且岳珂爲其祖作金佺粹編、勢不得不爲高宗隱諱、而元人據此以作岳本傳、則其言竟有未中肯綮者。意常欲論定其行事、以明始末。

武穆の遺文、余嘗て數本を閱す。互ひに掛漏有りて、詳略一ならず。而して單恂錄する所の本最も精爲り。（中略）比者閒居して事無く、數部を活刷して以て同志に傳へんと欲するも、尙ほ單恂本の唯だ遺文を錄するのみなるを恨む。逸事遺跡の若きは、皆な精忠大節の寓する所爲れば、安んぞ輕視して之を刪削す容けんや。且つ岳珂其の祖の爲に『金佺粹編』を作り、勢ひ高宗の爲に隱諱せざるを得ず、而して元人此に據りて以て岳の本傳を作れば、則ち其の言竟に未だ肯綮に中らざる者有り。意常に其の行事を論定し、以て始末を明らかにせんと欲す。

すなわち、豊田は單恂が刊行した『岳忠武王集』を善本とみなして出版するつもりであった。しかし、それに岳飛の文章だけが收められていることを彼は残念に思つた。また、岳飛の孫である岳珂（一一八三～一二四三）が編纂した『金佺粹編』とその續編は、後世における岳飛事跡の重要な源であり、『宋史』岳飛傳の基づくところでもあるものの、豊田は高宗への曲筆の問題に不満を抱いていることが窺える。その結果、豊田は岳飛の「逸事遺跡」を収録する『精忠新録』を自ら編集したという。

そして、『精忠新録』本文の冒頭には、以下のようにある。

精忠新録者、錄宋忠武之遺事也。凡宋史諸書所載事跡、可資博考者、哀而集之、務要蒐羅、隨見隨錄、不必爲篇次也。唯本傳成文、率多不錄。而獨載朱仙鎮大捷者、所以著千古之至快、且志不可忘之憤也。

精忠新録は、宋の忠武の遺事を錄するなり。凡そ宋史諸書に載する所の事跡、博考に資すべき者、哀めて之を集め、務めて蒐羅を要し、隨ひて見て隨ひて錄し、必ずしも篇次を爲さざるなり。唯だ本傳の成文のみ、率ね多く錄さず。而して獨り朱仙鎮の大捷を載するは、千古の至快を著し、且つ忘るべからざるの憤を志す所により。

『宋史』本傳の内容はほぼ取らず、代わりに宋史關係の様々な書物から岳飛の事跡を蒐集する方針が確認できる。採録資料の特徴としては、『南宋書』のような史書類はわずかしか採録しないのに對し、『宋名臣言行錄』別集や『說郛』『稗海』『劉氏鴻書』『七修類稿』などの叢書か類書を通じて、宋代の筆記類を博搜していると考えられる點が挙げられる。

豊田に先立ち、中國では岳飛の事跡と詩文等を收める資料集がすでに少なからず編まれている。確證は得られないが、『精忠新録』という書名は、明・袁純が景泰年間に編集した『精忠錄』を意識したものである。ただし、『精忠錄』を含め、『精忠新録』の引用資料をまとめて採録している他の文獻は見られないことから、同書は先人が蒐集した成果を踏襲したのではなく、豊田自身が丹念に蒐集した成果

と考えられる。

豊田が一部の資料に付けた評語は、事跡の眞偽に關する考證と、秦檜や高宗を批判する議論などの内容を含んでいる。その體例と長さは一定しておらず、その中には、岳珂の『籲天辨誣』に與し、岳飛が高宗に後繼者を立てるよう上奏したことの正當性を辯護する箇所など、二丁にわたる長大なものも見られる。

以上、『精忠新録』の基礎情報を概観してきたが、その成立を考える上で重要な手掛かりは、すでに引用した「絃」以外にも存在している。嘉永元年仲春、豊田が彰考館同僚の青山延光に宛てた書簡には次のようにある。

只外に相願候用事、先年岳武穆遺事御編集御座候由、右ハ如何、古人之成文之儘御乗セ、出典御注し被成候也。又文體御書キ改めニ御座候也。右何卒拜見仕度、假令右御書追々御見當り次第御増補ニ而、當節御未定ニ御座候共、何分御出來之分拜借仕度、偏奉願候。

すなわち豊田は、かつて青山から「岳武穆遺事」を編修していると聞いており、その體裁は古人の成文を添削せずにそのまま載せたものなのか、それとも文體を書き改めているのかについて確かめている。また出來上がつた分の閲覽も青山に依頼している。これに對して當日中の青山の返信には、以下のようにある。

岳武穆遺事之儀、先年存立候のみにて、未編録ハ相始メ不申候。やはり成文にて出典を注候心得に御座候。少々ツ、抄録中ニハ右

心得にて書拔置候迄にて、更に集り不申候。

成文を抜き出して出典を記す形にしたいが、未だ「存立」段階で、本格的な編録は始めていないという。その約三ヶ月後、豊田は青山に「御咄申候岳武穆遺事も清書之上呈覽、御存分御評可奉願候。其外數種之作、是又追而呈覽可仕候」と傳えている。時期を鑑みれば、ここに見える「岳武穆遺事」は『精忠新録』の前身である蓋然性は高いと考えられる。

いずれにしても、確實なのは、青山も豊田と同様に岳飛事跡の蒐集を計畫していたことである。次章で述べる、岳飛事跡の考證をめぐる青山の助力は、以上の背景を踏まえて理解する必要がある。

## 二、「振氣」の最大化

### 事跡考證・資料取舍・書名をめぐる工夫

『精忠新録』の「絃」は、以下のように始まっている。

余常欽宋岳武穆之精忠大節、磅礴天地、眞千載希觀之俊傑也。雖其行事人人之所明、固不待揄揚稱贊、而其所自作文章與逸事遺跡之散見諸書者、亦皆爲後人之所拭目而快先觀。安可不表章闡明之以風當世、振作忠臣烈士折衝敵愾之氣哉。

余常に宋の岳武穆の精忠大節、天地に磅礴たりて、眞に千載に希觀の俊傑なるを欽するなり。其の行事は人人の明らかにする所にして、固より揄揚稱贊を待たずと雖も、而れども其の自ら作る所の文章と逸事遺跡の諸書に散見する者とは、亦た皆後人の目を拭ひて先に觀るを快とする所と爲る。安んぞ之を表章闡明して以

て當世を風し、忠臣烈士の折衝敵愾の氣を振作せざるべけんや。

「岳武穆の精忠大節」の顯彰によつて、「忠臣烈士の折衝敵愾の氣を振作」させるという發想は、江戸後期に勃興した「振氣」論と繋がっている。「氣」が奮い立つていない萎靡した状態は情弱や眠りに譬えられるが、何らかの刺激を加えることで、人々の「氣」を活発化させようとする言説を、先行研究では「振氣」論と呼稱している<sup>⑮</sup>。その特徴は、外壓への對處を含む諸種の社會問題の解決にあたって、具體的な施策を講ずるよりも、むしろ「氣」の振作が有効かつ先決であると見なす點である。先行研究によれば、寛政正學派と並び、會澤正志齋や藤田東湖といった水戸學派の人士はとりわけ「振氣」論を積極的に展開しており<sup>⑰</sup>、この發想の型は、いわゆる「自由民権」論をはじめとする明治初期の言説や、草莽志士の遺文遺詠に對する編集と受容にまで影響を及ぼしている<sup>⑱</sup>。

翻つて、「振氣」論は、水戸學派に連なる豊田の著作にも繰り返して登場する。『精忠新録』の重要な編集目的がまた「振氣」にあることは、上掲した「絞」の冒頭以外に、同書の編集は「庶幾くは以て表章闡明の一助と爲るべきことを。庶幾くは以て忠臣烈士の氣を作るべきことを（庶幾可以爲表章闡明之一助矣。庶幾可以作忠臣烈士之氣矣）」という末尾直前の念押しからも、再度確かめられる<sup>⑲</sup>。

以上を踏まえ、本章では、『精忠新録』の「振氣」効果を最大化させるため、豊田、青山延光および藤田東湖がいかなる編集姿勢を取り、またいかなる工夫を凝らしていたのかを分析していきたい。

まず、豊田は蒐集できた資料の信憑性に強い關心を示しており、事跡の考證に慎重な態度で臨んでいる。その現れの一つは、青山に出典

を頻繁に尋ねることである<sup>⑳</sup>。例えば以下の例が擧げられる。

銀瓶女子之義、御披索被下候御厚意、千萬奉賀候。然る處、當代其說無之歟之様被仰越、如何、宋史烈女傳等ニハ無御座候哉。乍去顧炎武母杯、遲而立傳を頼申候處、竟ニ明史ハハ載セ不申様之例も有之義、本史ニ無之と申候而も、虚説と計ハ定めがたき義に御座候<sup>㉑</sup>。

ここで豊田は「銀瓶女子」、すなわち岳飛の次女が、父兄が讒言で殺されたことに憤懣し、銀瓶を抱いて井戸に飛び込み自殺を遂げた故事を考證している。顧炎武の母の事跡が、ついに『明史』に載せられなかつたという例を踏まえると、例え正史である『宋史』烈女傳に記載がなくなるとも、「虚説」とは即斷できないという<sup>㉒</sup>。約四カ月後、豊田はこれについて少し手がかりを得たようで、さらに「趙翼岳廟之詩ニ銀瓶娘子之事相見へ申候。是ハ癸辛雜識歟齊東野語歟ニ而見當り候様相覺申候。如何。實説ニ御座候也。是又乍序奉伺候」と青山に尋ねている<sup>㉓</sup>。「趙翼岳廟之詩」とは、『甌北集』卷十三の「岳忠武墓」を指すと考えられる。宋の周密の『癸辛雜識』か『齊東野語』に見えると記憶している<sup>㉔</sup>ので、「實説」ではないかと豊田はさらに確かめているのである。

岳飛をめぐるほかの傳承についても、豊田は懈怠なく考證していた。嘉永元年五月十三日、彼は「岳廟之樹至今北嚮せずと申儀」についてはじめて青山に尋ねるが、それ以降にもさらに二度言及している。

岳廟之樹北嚮せずと申事、岳廟壯麗巍煥を極め候と申様之事、何

二而も御見當り御坐候ハゞ、御示し可被下候。右之處不足二而、未清書不仕候。

一、岳武穆遺事大略出來「<sup>眞</sup>」何も岳廟壯麗魏煥を極め候と申儀、又例之廟樹不北嚮事、御見當り御座候ハゞ、御寄示被下度、偏奉願候。

豊田は『精忠新録』を仕上げるために、「岳廟之樹北嚮せず」ということや、「岳廟壯麗魏煥を極め」ることの出典を繰り返し尋ねている。彼がどの書物を通じてこれらを知ったのかは不明であるが、ここでは遡り得る最も早い出典を求めているようである。

以上のように、豊田は事跡考證について青山に助力を求めめることは少なからずあつた。これは「はじめに」で觸れた文獻へのアクセスの困難さに由來していると同時に、事跡の信憑性を追求する豊田の姿勢も反映しているよう。豊田が『精忠新録』につけた評語からも、この姿勢は確認できる。例えば卷一において、豊田は『獨醒雜志』に見える怪異な傳承<sup>20</sup>を引用した上で、所詮は「閭巷小人之譚」に過ぎず、「禍福吉凶を以て大賢を論ずるは、其の言驗すと雖も、皆な君子の取らざる所なり（以禍福吉凶論大賢、其言雖驗乎、皆君子之所不取也）」と一蹴している。

ただし、注意すべきは、豊田はいつもこの姿勢を徹底できているわけではないということである。以下、藤田東湖からの助言を通じて見ていこう。

山堂肆考 未幾其子熺亦死、方士伏章云々ヨリ 貴論—故余於東

窓事犯反覆言之—迄

此條も頗此書の眼目と被成候様拜見仕候處、方士伏章竝考試官の説何れも説夢の談にひとしく、是をも可信ハ宗廣地獄二墮候も果して虚説と難申、もし又檜ハ姦人ゆへ鐵枷の苦を受候筈、方士の説實なるべく、宗廣は忠臣、地獄ニ落へき理無之候へハ、僧徒の録虚なりと申候而ハ、論ハ立兼候様奉存候。一體左傳を始歴史にも奇怪の事も不少、就中小説部類ややもすればばけもの話多く御座候所、君子はあまり此所へハ頓首不仕方宜様奉存候。

明代の彭大翼が編纂した類書『山堂肆考』角集卷四十二の「誤國之報」からの引用や、問題にされている豊田の「貴論」はともに現存する『精忠新録』に確認できず、のちに削られたと思しい。藤田の文面から推察するに、豊田は『山堂肆考』から「東窓事犯」の傳承を取り入れ、そこに見える「方士の伏章および考試官」の説を議論の軸足に据えていたようである。「東窓事犯」は、秦檜が地獄で裁かれるという冥界裁判の話であり、藤田はそれを怪異な傳承として退けている。網羅的な資料収集は望ましいことであっても、怪異な傳承を安易に採用してしまえば、結城宗廣が地獄に墮ちたような『太平記』の記載も否定できなくなり、結局議論は成り立たなくなると藤田は言う。藤田の助言は、さらに以下に続く。

（中略）樹枝南向又ハ羅某ノ子遽死於像前候位の所にて、隨分精靈所在を知に足可申奉存候處、しきりに東窓事犯を實にいたし候而ハ恐くハひみきの引き倒しとやらん申す如く、卻而岳の逸事實からぬ様相成可申奉存候。尤東窓事犯も實説とも難計、たとひ虚

説にても愚俗の勸懲には相成候へ共、岳を尙友いたし候程の人に候ハ、夫にも及申間敷奉存候。

既述の通り、岳飛墓周邊の木の枝がみな「南向」していることは、まさに豊田が青山に極力確かめたかった事柄の一つであった。他方、「羅某ノ子遽死於像前」とは、秦檜と協力して岳飛を陥れた羅汝楫の息子羅願が岳飛廟を訪れた途端、突然死亡したという傳承をさす。藤田から見れば、『宋史』のような信憑性の比較的の高い文獻に見えるこれらの傳承を取り入れるだけでも岳飛の忠義は傳わるので、さらに「東窓事犯」のような怪異な説をみだりに引據しては、かえってその忠義を損なってしまう恐れがある。藤田にとつては、信憑性が高いと同時に、「振氣」の効果を向上させられる資料を採録することが、もつとも理想的だと考えられたのであろう。以下の助言は、その現れの一つと考えられる。

老學庵筆記云「アマリ短く候ゆへ注に被成候歟と奉存候處、都人聞之御涕泣いたし候事、如何にも大書仕度事。且務觀ハ事代も近く必定父老の遺聞にて實録に可有之候間、短くとも本文ニ御掲ケ被成候而ハ如何。

ここでは、陸游の傳える傳聞を「實録」として採用し、信憑性の高い資料を確保する姿勢がまず確認できる。また、この臨安の人々が岳飛の事跡に感涙した記述を、「如何にも大書仕度」と薦めていることから考えれば、東窓は「振氣」効果の向上を同時に目論んでいたと推測される。

これまで検討してきた内容から見れば、豊田に比べ、藤田は事跡の信憑性の問題をより強く自覺していると言えよう。ただ、これは藤田が信憑性に執着していることを必ずしも意味しない。藤田からの別の書簡も確認しよう。

精忠新録ハ白人クサキヤウ御閱被成候付、東窓録と御改可被成との事愚考仕候に、東窓録と申候而ハ寡聞ノ人拜見仕候ハ、晚翠先生東窓下の筆録と可奉存も難計、扱又樂府小説の所謂東窓事犯之類、皆事の字に意味籠り居候様相見候處、東窓と計にては該博の人といへども異論無之とも難申歟。たとひ東窓の二字にて鵬舉の事と聞え候にもいたせ、東窓事を書名と被成候而ハ所謂輪廻報應か眼目と相成候様にて、如何敷様愚慮仕候。やはり最初の御書名御用被成候而ハ如何。愚考にてハ新録よりは逸事の方可然奉存候。ますく、白人くさく候間、貴意ニハ慚ひ申間敷候へ共、人情精忠逸事と申名目を見候へハ直に買て一覽致度相成候處が、即忠義激勸の一端と奉存候。

豊田は『精忠新録』が「白人クサ」い（素人くさい）と嫌い、『東窓録』という書名を提示してきたのに對し、藤田は『精忠逸事』という代案を提示している。これには四つの理由がある。曰く、①「東窓」は豊田が記した個人的な筆録と誤解される恐れがある。②「東窓事犯」は「事」の字に意味が込められているので、『東窓録』では主旨が傳わりにくい。③「東窓」の二文字で岳飛のことであると讀者が判断できたとしても、「東窓事犯」の「輪廻報應」が本書の眼目になつてしまう。④『精忠逸事』という名前は素人らしく思われるかもしれ

ないが、それはかえつて人の好奇心を掻き立て、書物の傳播を促すことができる。これらの四點から、藤田は讀者の受け止め方を意識しつつ、書名を推薦していることが分かる。

これまで見てきた藤田の書簡を総合すると、藤田は對象の讀者層を具體的に想定することで、信憑性をどの程度追求するのかを、異なる讀者における受け止め方と結びつけて柔軟に決めていると考えられる。すなわち、内容では「たとひ虚説にても愚俗の勸懲には相成候」として、怪異な説は「愚俗」の勸懲に役立つと認めるが、最終的にはそれらを切り捨てるように薦め、「愚俗」よりも「岳を尙友いたし候程の人」における受容を重視している。他方、書名では「白人クサ」い『精忠逸事』を薦めており、より多くの讀者における「忠義激勸」の効果を同時に目論んでいる。

これに對して、豊田が怪異な傳承は取らないという姿勢を一度評語で示しているにもかかわらず、「東窓事犯」を安易に採用していたことは、いかに理解すべきなのか。この點に關しては、次章で扱う高宗批判と併せて考えてみたい。

### 三、「振氣」の制御…高宗批判をめぐる

豊田が秦檜だけでなく、高宗にも厳しい批判を加えていることは、「敍」や多くの評語において直截に現れている。

無論武穆之精忠大節、磊々互天地而不滅者、至姦檜多方構陷賊害忠良之迹、與高宗隱微曲折不易言之心事、亦皆井然犁然不道於千載之下矣。

武穆の精忠大節 磊々として天地に互りて滅びざる者を論ずる無

く、姦檜の多方に忠良を構陷賊害するの迹と、高宗の隱微曲折にして言ひ易からざるの心事とに至るまで、亦た皆井然犁然として千載の下に追れざるなり。

人君私心可以欺一世、而不可以欺天下後世。微顯而闡幽、庶幾乎做春秋之遺意云爾。

人君の私心以て一世を欺くべきも、而れども以て天下後世を欺くべからず。顯を微にして幽を闡し、庶幾くは春秋の遺意に倣ふとしかいふ。

『精忠新録』の編集によつて、「隱微曲折」な高宗の内心が明かされると豊田は自信をあらわにしている。ここで言う高宗の「私心」は、「金との講和によつて南宋の小康状態を保とうとする考え」をまず意味している。ただし、ここでより直接的に指しているのは、「岳飛が戦勝すれば、自分は兄の欽宗に讓位しなければならぬ」ことへの心配のもとで、「秦檜が岳飛を謀殺したことを默認した」ことである。

宋代以降、同様の見地から高宗を批判する議論は存在する。例えば單恂は、『岳忠武王集』に付けた序文（明崇禎十一年、一六三八年）において、それを「論者」の説と斷りながら、「豈に盡く誣ならんや（豈盡誣耶）」として一理があると認めている。

ゆえに、豊田の高宗批判の内容は特段新見解ではないと言える。むしろ注目に値するのは、豊田が高宗の私心を論證するために、『七修類稿』卷二十一「宋高宗不欲恢復」所引の『朝野遺記』から怪異な傳承を肯定的に引用していることである。これは、前章で見た「東窓事犯」の採録と併せて理解されるべきであろう。すなわち、豊田は秦檜の悪行や高宗の私心を批判するために、信憑性に對する堅持が後退し、



問題視されかねない資料を用いていた。

そして、豊田の高宗批判にはもう一つ、注意しなければならない点がある。「はじめに」で觸れた水戸徳川家における熾烈な黨争情勢のもとで、たとえ異國の歴史上の人物への批判を展開するだけでも、そこには危険性が付き纏っていたことである。藤田が豊田に宛てた以下の返信は、それをよく示している。

但御朱批古事をかり、今事を誹謗云々の御遠慮、御尤千萬奉存候。姦檜今日ニ在て此論を讀候ハ、晩翠先生も必奇禍を得候半。姦檜迄も無之、西土の小人に候ハ、何せ無事ニハ濟申間敷奉存候。御承知之通り、此方の小人ハ餘程だらくのみならず、平日書生を擯斥いたし候。代りには又詩文等の上の事ハ齒牙にかけ不申、諺ニ所謂唐人の睡語位に見通し候間、奇禍と申程の事ハ有之間敷、但世上流布の後ハ必弘道館一二の黃吻（伴蜂の類）少々容喙候は差見へ申候。

これに先立つ豊田の藤田宛書簡は、現在確認できていない。「精忠新録」の出版は「古事をかり、今事を誹謗」の行いと見なされる危険性があると豊田は心配しているようであり、藤田はこれに同意している。ただ、中國では難を免れたいであろうが、水戸の小人―門閥派を指していると考えられる―は漢詩文をあまり解さず、それらを「唐人の寢言」と見ている。世上に流布した後は、弘道館の書生から「容喙」されるかもしれないが、總じて難を受ける心配はないと判断している。藤田は、さらに以下のように説く。

姦檜の事ハ古今所同憤ニ候へハ、更ニ構ひ不申候へ共、高の事を九五ニ比し候様誹謗被致候儀、第一の憂ニ御座候。乍併九五も未タ春秋御富被成候へハ、膚受の患も有之間敷歟と愚慮仕候。高の心事大不可言の一條さへ御除キ被成候へハ、平穩ニ御座候へ共、夫にてハ貴論の眼目を失ひ候間、如何にも可惜候間、御削り被成候ハ、丸ニ御削被成候。格別御載被成候ハ、此まゝにて可然奉存候。

「九五」は、齊昭が強制隠居させられた後、水戸徳川家當主を繼いだ幼子慶篤を指すものと考えられる。秦檜の謀殺を黙認していた高宗への批判は、「高の事を九五ニ比し」、すなわち慶篤への批判として受け取られかねないと藤田は危惧しているのである。續く「乍併九五も未タ春秋御富被成候へハ」以下は、難解である。嘉永元年時點で、慶篤は十七歳であり、岳飛が没した紹興十二年（一一四二）に高宗は三十五歳であったので、年齢の開きによつて慶篤と連想されにくいことを考えたのかもしれない。あるいは、慶篤は若いゆえ、讒言の危険性はないと單純に判断した可能性もある。いずれにしても、秦檜のことは「古今同じく憤る所」であるため批判は全く問題ないが、「高の心事大不可言の一條」は除いたほうが無難であると藤田は見ている。ただ、これは豊田の議論の「眼目」に當たるとも判断しており、結局は現状維持か全面削除かの二擇を提示している。

さて、「高の心事大不可言の一條」は、「精忠新録」に見られる「高宗批判」の全體を踏まえているのであろうが、直截的な批判を展開している以下の二箇所<sup>①②</sup>の評語をとくに指していると考えられる。（傍線は筆者による）

A、高宗之任公不終、信賊檜之讒說、斃之獄而不顧、亦其私心之所在、蓋有大不可言者。

高宗の公を任ずること終らず、賊檜の讒説を信じ、之を獄に斃して顧みざるは、亦た其の私心の在る所にして、蓋し大いに言ふべからざる者有らん。

B、戰而不勝、必將斷送祖宗數百年之天下。固不如講和之萬全無疑、可必得保江南半壁、優遊湖山、恣耳目心志之欲。(中略)又有尤可憂者。假令其戰勝無疑、如岳等所言、既已戰勝恢復、欽宗之駕南還、其將何以處之。勢必不得不讓位而還之。豈若與虜講和中分天下、猶不失萬乘至尊之位哉。是高宗之私心所大不可言者。戰ひて勝たざれば、必ず將に祖宗數百年の天下を斷送せんとす。固より講和の萬全疑ひ無く、必ず江南半壁を保ち、湖山に優遊し、耳目心志の欲を恣にするを得べきに如かず。(中略)又た尤も憂ふべき者有り。假令ひ其の戰勝疑ひなく、岳等の言ふ所の如く、既已に戰勝恢復し、欽宗の駕南還すれば、其れ將に何を以て之を處せんとするや。勢必ず讓位して之に還さざるを得ず。豈に虜と講和し、天下を中分し、猶ほ萬乘至尊の位を失わざるに若かなり。是れ高宗の私心大いに言ふべからざる所の者なり。<sup>46)</sup>

以上の引用から見れば、藤田が憂慮している具體的な内容は、以下の通りであると考えられる。まずは、Aに見られる「秦檜門閥派」「高宗慶篤」という對應關係である。續いてBでは、「高宗慶篤」「高宗慶篤」「欽宗齊昭捕虜領内の統治を許されない状態」という

もう一つの對應關係が確認できる。「前任の統治者の復権に對する警戒」という點においても、高宗と慶篤は類似している。すなわち、二通りの對應關係のいずれによつても、豊田の高宗批判は、門閥派の跋扈を許している慶篤への批判として受け止められかねないと、藤田は憂慮していたものと考えられる。

水戸の緊迫した政治環境のもとで、たとえ異國の歴史上の人物を論評するだけであつても、そこから不本意な政治的意圖を讀み取られかねなかつた。これに對應するため、藤田は表現の危険性を吟味した上で、それを調整するのが望ましいと考えたのである。

### おわりに

本稿は、高橋清賀子家文書に傳存する書簡資料等を活用することで、『精忠新録』の編集過程を追跡した。その結果、豊田天功と藤田東湖の編集姿勢は、比較的詳細に析出できたと考えている。

豊田は事跡考證の面で青山延光の助力を仰いでおり、資料の信憑性を確かめる努力を厭わなかつた。しかし、彼は時に資料の信憑性を犠牲にして怪異な傳承を採録するほか、危険を招きかねない激越な高宗批判も積極的に展開した。一方、藤田は『精忠新録』の内容と題名の「振氣」効果をそれぞれ最大化させようとしていたと考えられる。また彼は、高宗批判が孕む危険性については、門閥派や弘道館の書生のように、異なる讀者における受け止め方を周到に想定しており、修訂に關する意見を豊田に提供している。「振氣」の最大化と制御との兩面にわたつて、藤田は讀者における受け止め方を意識していたと言える。

このように、豊田と藤田の二人は編集姿勢において差異が見出せる

ものの、「振氣」の効果を最大化させつつ、それが不利益をもたらさないように制御することが、兩人に共有された課題であったと言える。岳飛事跡の網羅的な蒐集と精力的な考證から、高宗批判をめぐる議論まで、様々な編集上の工夫が水戸學派の連携のもとで凝らされたことは、まづもって注目に値しよう。

それでは、本稿が解明した事例は、研究史においていかなる位置を占めるのか。

「振氣」の手段として、先行研究はすでに決断、暗殺、言論などを挙げて整理している。『精忠新録』は、あくまでも書物媒体、ひいては言語に對する信頼をもとに成立したことをまづ確認したい。

以上を念頭に、出版による「振氣」の事例を見ると、寛政正學派とされる古賀侗庵（一七八八～一八四七）による武邊咄選集『良將達徳鈔』と漢詩集『横樂餘韻』の編纂や、大橋訥庵（一八一六～一八六二）による陳亮『陳龍川文鈔』の和刻などが、すでに知られている。しかし、先行研究がこれらの事例を分析する際、いずれも「振氣」という目標の確認に止まっている。一方、編者が書物の編集過程に凝らした工夫や、それをめぐる思惑の詳細は、これまで検討されてこなかった。これに對して、本稿は「振氣」論の浸透に重要な役割を果たした水戸學派を對象に、上述した内容の一端を解明することができた。『精忠新録』の編集過程からは、「振氣」の最大化と制御との兩者において、バランスを保つ戦略性が窺えた。従来、水戸學派については直情的な政治行動が多いと理解されがちであるが、拙稿が扱った事例は、このような理解を刷新するものであろう。

また、先行研究は、「振氣」論は活力の刺戟を主軸とする思想であるが、活力の概念自体は曖昧であるとし、「その「活力」で何を成し

遂げたいのかは、しばしば不明確である」と指摘している<sup>49</sup>。しかし、これは水戸學派が出版活動を通じて「振氣」を試みる際、その出版物の内容に對する配慮を欠くことを意味しない。すなわち、「振氣論の内實の不明確性」と、「振氣の實踐における戦略性」とは二つの次元に屬しており、兩者は排他的ではないのである。

最後に、豊田らが心血を注いだ『精忠新録』の受容の一端に觸れ、本稿を閉じたい。現在確認できる傳本の數からすれば、同書の流布範圍は限定的なようであるが、同書が昌平齋の書生たちによつて歓迎されたことは高橋清賀子家文書から伺える。關連する資料を一瞥しよう。肥後出身で書生寮で學んでいた末松孫太郎が、某年五月十三日に豊田天功に宛てた書簡には次のようにある。

然ハ奉恩借候誠忠新録永々難有奉存候。江戸表ニ而寫本仕直様返納仕候様、魚住源次郎迄託し置申候間、是より返納可仕候間、則御掌握之程奉希候。

末松は、『精忠新録』を同じく江戸の書生寮にいた魚住源次郎に筆寫させているので、返却はしばらく猶予していただきたいという内容である。はたして嘉永七年十二月十七日、魚住からは豊田宛に次のような書簡が届いた。

扱末松孫太郎儀御藏本之精忠新録拜借仕罷歸候間、私儀書寫仕度轉借仕置、寫終候得者、早速返上可仕處、何歟と差支書寫隙取返上も遅引ニおよび、奉恐怖候。永々留置難有奉存候。則返上仕候間、御落手被成下候謹奉願候。

前掲五月の書簡から少なくとも半年以上経つた後での返却である。魚住は自ら筆寫したいゆえ、末松から「轉借」しておいたと告げている。魚住の筆寫が、末松の依頼によるものなのか、それとも魚住自らの行動なのかについては、文面に現れる兩人の言い分に齟齬がある。ただし、いずれにしても、昌平黌の書生たちが『精忠新録』に關心を持っていたことは確認できる。

このように、『精忠新録』の影響に關しては、今後のさらなる調査が必要である。ただし、たとえそれが限定的であつたとしても、本稿の事例が示した水戸學派の「振氣」戦略が注目に値することは、揺るがないのであろう。

## 注

- (1) 名は亮、字は天功、號は松岡・晚翠。その傳記的事項については、主として以下の資料を参照。青山延光「豊田天功墓銘」、『松岡先生文集 乾／坤』、里美を知る會、二〇〇四年。豊田靖『松岡先生年譜』、一八九三年。小松徳年『東京都多摩市高橋清賀子家文書目録・史料目録三七』解題、茨城縣立歴史館、一九九五年。
- (2) 吉田一徳「大日本史志表編纂始末」、同『大日本史紀傳志表撰考』、風間書房、一九六五年、四九二～五六二頁。奈良勝司「幕末情報」の編集と廻覽―豊田天功編『國事記』『新聞』を素材に、『明治維新と史料學』所収、吉川弘文館、二〇一〇年、三五～七二頁。綱川歩美「水戸學者・豊田天功の易占―近世易占書の批判的實踐とその世界觀をめぐって」、『書物・出版と社會變容』第八號、二〇一〇年。鈴木暎一「豊田天功の活動」、同『水戸藩學問・教育史の研究』、吉川弘文館、一九八七年、一

九三～一九六頁。

- (3) 管見の限り、『精忠新録』に關わる唯一の先行研究は秋山高志「水戸の漢籍出版」であるが、水戸に出版された漢籍の一種として名前を擧げるに止まっており、詳しい検討は行っていない(同『近世常陸の出版』所収、『日本書誌學大系』八三、青裳堂書店、一九九九年)。なお、本稿が主に使用する資料は、豊田天功の子孫に傳わる茨城縣立歴史館藏高橋清賀子家文書である。詳細は前掲注(1)解題を参照。以下注釋に見える請求記號は、すべてこれによる。

- (4) 對外關係が緊張する江戸末期、岳飛は攘夷論を唱えた主戰派として注目されていた。『水戸藩史料』別記下に見える、松平慶永と徳川齊昭との往復書簡(吉川弘文館、一九七〇年、六七六、六八一頁)や、豊田が安政三年に書き上げた『靖海策』第七策(『靖海全書』所収、請求記號一五一―二一二)などを参照。

豊田以外、水戸學派における岳飛への注目に關する資料として、「與大久保子親書」(『東湖遺稿』、菊池謙二郎編『新定東湖全集』、博文館、一九四〇年、二二七頁)が擧げられる。藤田幽谷は、南宋初期の主戰派で知られる李綱・宗澤・岳飛の文章を『三忠集』として出版する計畫を持つも叶わなかったことや、行方郡潮來村の宮本茶村がその志を継ぎ、まずは『岳忠武王集』を出版したことが述べられている。同刊本については、前掲注(3)秋山論文参照。

- (5) 豊田が嘉永元年直前の弘化三年と四年(一八四六、一八四七)に著した『明夷録』と『鷄鳴録』は、彼の政敵に對する敵愾心をとくに鮮明に吐露している(請求記號二二二九、一二五)。また、徳川齊昭への處罰(『甲辰の國難』)とその後の政局については、以下を参照。『水戸市史』中卷(三)第十九章「弘化嘉永期の藩情」、水戸市史編さん委員會、一九八四年。

(6) 證言としては、以下の資料が挙げられる。「諒平生不喜仕進、杜門屏跡、本爲情懷之所甚便。然來諭所云、乏書籍與鮮友朋、眞箇彼此同病、可嘆可嘆（諒平生仕進を喜ばず、門を杜ざして跡を屏ふは、本より情懷の甚だ便なる所爲り。然れども來諭の云ふ所、書籍の乏しきと友朋の鮮なきとは、眞箇に彼此同病なり。嘆くべし嘆くべし）」、「贈國友善庵書」、「松岡先生文集」、長久保猷編『長久保叢書』四八所收、東京大學史料編纂所藏。書簡全體の内容から見るに、嘉永元年の『精忠新録』成立から、嘉永二年十一月二十九日の蟄居解除前までの期間に出されたものと推定できる。

(7) 本稿では、水戸徳川家家中の一群の知識人を、水戸學派と總稱する。

(8) 請求記號・二七七。以下『精忠新録』の引用はすべて同傳本によるが、訓點は付されていないため、書き下しは筆者による。

(9) なお、「絛」と本文の間に見える以下の書き手不明の書き入れも、この組み合わせと合致している。「岳武穆遺文一冊／附宋史岳飛本傳一冊」。

(10) この評價は現代の研究者にも共有されている。「金佺粹編には重大な缺陷があるが、それは主に宋の高宗と岳飛との不和を抹消し、高宗が岳飛を殺害した罪を庇っているところにある」、王曾瑜『鄂國金佺粹編續編校注』、中華書局、一九八九年、五頁。

(11) 豊田は宋代の筆記を引用する際、その名前を直接記し、それが収められている叢書などの書物名を示さない場合がほとんどである。豊田が編集中に参照した書物については、高橋清賀子家文書にその藏書がほとんど傳わっていないこともあり、不明である。

(12) 同書については以下を参照。涂秀虹整理『精忠録』「前言」、上海古籍出版社、二〇一四年。

(13) 「嘉永元年」仲春廿日、『國立國會圖書館所藏貴重書解題 第十五卷 書簡の部第四 豊田天功書簡』三七、國立國會圖書館、一九九一年、四

二頁。同書簡集所收のものは、すべて豊田天功差出青山延光宛。

(14) 「嘉永元年」仲春廿日、『先賢遺響』請求記號・八七―二。同書簡集所收のものは、すべて青山延光差出豊田天功宛。

(15) 嘉永元年五月十三日、前掲注(13) 書簡集、八一頁。

(16) 高山大毅「振氣」論へ―水戸學派と古賀侗庵を手がかりに、『政治思想研究』第十九號、二〇一九年。

(17) 同右。なお同論文は、中國では「振氣」論的な発想は比較的少ないことや、著名な文天祥の「正氣歌」も、「氣」の刺戟を説いたものではないことなどを指摘している。

(18) 梶田明宏「西南戦争以前の言説状況―土族民権論をめぐる「氣」の問題について」、『書陵部紀要』第四十三號、一九九一年。ロバート・キャンベル「獄舎の教化と「文學」」、「國語と國文學』第八十卷十一號、二〇〇三年。青山英正「振氣から教化へ―勤王志士詩歌集のゆくえ」、『國語國文』第七十五卷第十號、二〇〇六年（のちに同「幕末明治の社會變容と詩歌」所收、勉誠出版、二〇二〇年）。また、以下も参照。坂本多加雄「幸徳秋水における傳統と革命」、同「市場・道徳・秩序」、筑摩書房、二〇〇七年。島田英明「文士の幕末 森田節齋」、同『歴史と永遠 江戸後期の思想水脈』、岩波書店、二〇一八年。高山大毅「江戸時代の「情」の思想」、伊藤邦武・山内志朗・中島隆博・納富信留責任編集『世界哲學史』6、筑摩書房、二〇二〇年。

(19) 「太田學館記」、天保八年（一八三七）季秋朔日、前掲注(1) 『松岡先生文集 乾／坤』。「示二川生」、庚戌（嘉永三年、一八五〇）正月、同『松岡先生文集 乾／坤』。「寄長岡監物論國事書」、嘉永四年（一八五二）、前掲注(6) 『松岡先生文集』。「季夏訪青山伯卿分韻得若字」、安政二年（一八五五）、『松岡先生詩集』（請求記號・七四―一）。このほかにも資料は多數存在する。

- (20) 岳飛は主戰派として奸臣に迫害されたとされるゆえ、その顯彰の背後には、「攘夷論の鼓舞」、または「水戸徳川家の門閥派ひいては當主への批判」というより具體的な目的が想定できるかもしれない。このうちの後者については、第三章で若干觸れる。前者については、前掲注(4)で言及した『靖海策』第七策は、後年の資料であるが、一つの傍證にはなりえよう。
- しかし、總じて『精忠新録』の中では、これらの目的を明示的に示す文言は見られない。本稿では序文が明示した「振氣」をめぐる戦略に集中し、『精忠新録』の編集目的・動機の詮索を避けたい。
- (21) それぞれの著述などをめぐる、兩人の學問的交流の様相については、井坂清信「豊田天功と青山延光の交友關係の一側面」(同『江戸後期の水戸藩儒』所收、汲古書院、二〇一三年)を参照。
- (22) (弘化四年)十一月六日、前掲注(13)書簡集、一〇三頁。
- (23) 顧炎武が母・王氏のために、『明史』に傳を立てるよう要望したことは、『亭林文集』卷三の「與史館諸君書」にみえる。東京大學總合圖書館藏蓬瀛閣校刊『顧亭林先生遺書十種』を参照した(請求記號・A30・250)。
- (24) (嘉永元年)仲春廿日、前掲注(13)書簡集、四二頁。
- (25) 「鐵椎郎君戮都市、銀瓶弱女投井涓(鐵椎郎君都市に戮され、銀瓶弱女井涓に投ず)」。豊田が『栗山集』と「甌北詩」を抄寫した『隨聞乃抄』(請求記號・三五八)に見える。また『岳忠武王集』卷四の十七丁裏〜十八丁表にも、『甌北集』からとして、同詩が引用されている。
- (26) これに青山は同日に返信し、「實事」とするも、具體的な典據を挙げられずにいる(年不明仲春廿日、前掲注(14)書簡集。最終的に豊田は『岳忠武王集』卷四の七丁表で以下のように記し、「實事」と認めている。「按周密癸辛雜識曰、太學忠文廟相傳爲岳忠武穆王竝祠。所謂銀瓶娘子者、是宋世既傳銀瓶娘子之事、郎瑛所記亦與此合。固不容以正史之所不載而疑之也。(按ずるに周密『癸辛雜識』曰く、太學の忠文廟相傳ふるに岳忠武穆王の竝祠爲り。所謂銀瓶娘子は、是れ宋世既に傳ふる銀瓶娘子の事、郎瑛の記す所も亦た此と合す。固より正史の載せざる所を以て之を疑ふことを容れざるなり。)
- (27) 嘉永元年五月十三日、前掲注(13)書簡集、八一頁。これに青山は早速當日に返信し、「岳廟云々之儀、何分相心得申候」と答えている。「嘉永元年」五月十三日、前掲注(14)書簡集。
- (28) 嘉永元年六月四日、前掲注(13)書簡集、八三頁。
- (29) 嘉永元年七月十九日、前掲注(13)書簡集、八八頁。
- (30) 「岳公飛微時、嘗于長安道中遇一相者、曰舒翁。飛時貧甚、翁熟視之曰、「子異日當貴顯、總重兵、然死非其命。」飛曰、「何謂也。」翁曰、「第識之。子猪精也。猪碩大而必受害。子貴顯則睥睨者衆矣。」(岳公飛微たる時、嘗て長安道中に一の相者に遇ひ、舒翁と曰ふ。飛時に貧しきこと甚しく、翁之を熟視して曰く、「子異日當に貴顯たりて、重兵を總ぶべし。然れども死は其の命に非ず」と。飛曰く、「何の謂ひぞや」と。翁曰く、「第だ之を識れ。子は猪精なり。猪碩大にして必ず害を受く。子貴顯なれば則ち睥睨する者衆し」と)、『岳忠武王集』卷三の一丁裏。
- (31) 宗廣とは結城宗廣(？〜一三三八)を指し、南朝に忠誠を盡くした人物であるが、『太平記』では、その殘虐極まりない品行が原因で地獄に墮ちる様が描かれている。今井弘濟校訂『參考太平記』卷第二十「結城入道病死の事」。元祿四年(二六九二)刊本を参照した。
- (32) 年月日不明、『藤田東湖書簡集 一』、二十丁裏〜二十一丁裏。請求記號・八六一一。頁数は筆者の數えによる。以下同様。
- (33) 年月日不明、前掲注(32)書簡集、二十一丁裏〜二十二丁表。
- (34) 『宋史』列傳一三九羅汝楫傳。

- (35) 年月日不明、前掲注(32) 書簡集、十八丁裏。
- (36) この意見は受け入れられ、『岳忠武王集』巻四の三丁裏に「老學庵筆記云、秦檜殺岳飛於臨安獄中、都人間之皆涕泣。(『老學庵筆記』云、秦檜岳飛を臨安の獄中に殺し、都人之を聞きて皆涕泣す)」として反映された。
- (37) 年月日不明、前掲注(32) 書簡集、十六丁表裏。
- (38) 「輪廻應報」に對する排斥は、水戸學派における排佛思想と關係していと考えられる。「水戸學と佛教」、前掲注(2) 鈴木著書、一五八、一六五頁。
- (39) それぞれ「絞」の一丁目裏や『岳忠武王集』巻四の六丁裏。
- (40) 大筋は以下の通り。高宗の母である韋氏は靖康の變で捕虜に捕られたが、紹興和議の成立に伴つて歸還出来ることとなつた。引き續き抑留される欽宗は、高宗に迎えてくれるようにとの傳言を頼んだところ、韋氏は自分の失明を賭けて誓つた。その後、欽宗は果たして迎えられることはなく、韋氏も失明した。そこで片方の目は道士の治療で回復したが、「残りの目は當初の約束の償いに致しましょう」と告げられ、道士は姿をくらましたという。この逸話に對して豊田は、韋氏が高宗を動かさなかつたのは、「其私心有不可明言者故也(其の私心明言すべからざる者あるが故なり)」と評している。『岳忠武王集』巻四の九丁裏、十丁裏。
- (41) 括弧は注を示す。徳川齊昭が開設した學校・弘道館の某書生のあだ名か隠語の類と思われる。江戸末期の水戸では隠し名が流行し、自身の名前の音通を雅號替わりに用いることも多かった。前田香徑『烈公の神發假名と幕末志士の隠し名に就て』、平野書店、一九四〇年。『水戸市史』中巻(四)、水戸市史編さん委員會、一九八二年、二二二〜二二八頁。
- (42) 年月日不明、前掲注(32) 書簡集、十八丁裏、十九丁表。
- (43) 同右、十九丁表、十九丁裏。
- (44) 『告志篇』草案への藤田の添削意見に、「九五」の語義に關する言及がある。「九五ハ八人君の御位ニ而、乍恐上公の御儀をも御國中にてハ九五と奉唱候者も御坐候へ共、全ク御國中の儀實ハ九五と申候へハ、天皇の御事ニ罷成可申哉と奉存候。尤天下へ押出し候時ハ、九五ハ天皇に相成、一國ニてハ一國の人君の事ニ相成候儀は無論ニ有之(下略)」、天保三年齊昭親諭原案 東湖批判、『水戸藤田家舊藏書類』第三、日本史籍協會、一九三四年、二百八十頁。
- (45) これら二箇所を含む、豊田の評語の一條全體を指すという解釋も考えられるが、當該評語の前半はもつぱら岳飛の死を悼む内容であるので、「高の心事大不可言の一條」と稱する可能性は低いと考えられる。
- (46) それぞれ、『岳忠武王集』巻四の四丁目表と五丁目表。
- (47) 前掲注(16) 高山論文。佐藤温「幕末の志士が讀む南宋の興亡―大橋訥庵「陳龍川文鈔序」を中心に―」、幕末の社會變革と文藝―菊池・大橋家の文人たちの歩みを追つて―』第三部第三章、東京大學總合文化研究科博士論文、二〇一四年。
- (48) 水戸學派において、同じく歴史上の忠臣義士における「氣」に注目した作品として、藤田東湖「文天祥正氣の歌に和す」が知られている。しかし、東湖には「振氣」のために同作品を傳播させ、またはその内容に工夫や配慮を施した形跡は、確認できない。
- (49) 前掲注(16) 高山論文、二九頁。
- (50) 年不明五月十三日、末松孫太郎差出豊田天功宛、「諸藩士書簡集一」、二十八丁表。請求記號・八九一。頁数は筆者の數えによる。以下同様。
- (51) 「嘉永七年」十二月十七日、魚住源次兵衛差出豊田天功宛、前掲注(50) 書簡集、十五丁裏。

〔附記〕本稿は、二〇二〇年十月三日に行われた第百三十七回「書物・出版と社會變容」研究會における口頭發表をもとに改稿したものである。ご教示頂いた方々に感謝申し上げます。また、論文執筆に際し、茨城縣立歴史館閲覧室には資料調査の便宜を圖って頂いた。併せて感謝申し上げます。

本稿は、JSPS 科研費 20J21298 の助成を受けたものである。